

次世代施設園芸地域展開促進事業実施要領の一部改正について

27生産第2938号

平成28年4月1日

農林水産省生産局長通知

次世代施設園芸地域展開促進事業については、先に次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、次世代施設園芸地域展開促進事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2938号農林水産省生産局長通知）を別紙のとおり制定したので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。